

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公表番号】特表2002-523471(P2002-523471A)

【公表日】平成14年7月30日(2002.7.30)

【出願番号】特願2000-567237(P2000-567237)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/50	(2006.01)
A 6 1 K	9/51	(2006.01)
A 6 1 K	39/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
B 0 1 J	13/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/00	G
A 6 1 K	9/10	
A 6 1 K	9/50	
A 6 1 K	9/51	
A 6 1 K	39/10	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 P	31/04	
B 0 1 J	13/02	E

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 薬学的に許容できる担体、及び少なくとも50%のマイクロパーティクルが5μmより小さくなるようにサイズ調整されており、生分解性ポリマーによって取り込まれた、又はカプセル化された少なくとも1つの抗原を含むマイクロパーティクルの薬学的に有効な量を含む、少なくとも1つの抗原に対するTH1免疫応答を高め、及び非経口用に適合したワクチン製剤。

【請求項2】 マイクロパーティクルが、少なくとも50%の該マイクロパーティクルが3μmより小さくなるようにサイズ調整された、請求項1に記載のワクチン製剤。

【請求項3】 生分解性ポリマーが乳酸及びグリコール酸又はそれらの鏡像異性体を含む、請求項1に記載のワクチン製剤。

【請求項4】 マイクロパーティクルが溶媒蒸発法を用いて形成される、請求項1に記載のワクチン製剤。

【請求項5】 少なくとも1つの抗原が百日咳菌抗原を含む、請求項1に記載のワクチン製剤。

【請求項6】 マイクロパーティクルが少なくとも2つのマイクロパーティクルの亜集団を含み、亜集団のそれぞれが生分解性ポリマーによって取り込まれた、又はカプセル化された異なる抗原を含む、請求項1に記載のワクチン製剤。

【請求項7】 薬学的に許容できる担体、及び少なくとも50%のナノパーティクルが600nmより小さくなるようにサイズ調整されており、生分解性ポリマーによって取り込まれた、又はカプセル化された少なくとも1つの抗原を含むマイクロパーティクルの薬学的に有効な量を含む、少なくとも1つの抗原に対するTH2免疫応答を高め、及び非経口用に適合したワクチン製剤。

【請求項8】 ナノパーティクルが、少なくとも50%の該ナノパーティクルが500nmより小さくなるようにサイズ調整された、請求項7に記載のワクチン製剤。

【請求項9】 生分解性ポリマーが乳酸及びグリコール酸又はそれらの鏡像異性体のコポリマーを含む、請求項7に記載のワクチン製剤。

【請求項10】 ナノパーティクルがコアセルベーション法により形成される、請求項7に記載のワクチン製剤。

【請求項11】 少なくとも1つの抗原が百日咳菌抗原を含む、請求項7に記載のワクチン製剤。

【請求項12】 ナノパーティクルが少なくとも2つのナノパーティクルの亜集団を含み、亜集団のそれぞれが生分解性ポリマーによって取り込まれた、又はカプセル化された異なる抗原を含む、請求項7に記載のワクチン製剤。